

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

<令和7年度決算額>

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

245,012 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,479,512 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】

(単位:千円)

区分(事業名)		R7年度 決算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	特別医療支給費	112,816	52,411		5,650	15,400	39,355
	自立支援制度事業費	565,168	423,876			39,740	101,552
	障害者医療助成事業	9,631				2,709	6,922
	幼児教育無償化事業	876	481			111	284
	小 計	688,491	476,768	0	5,650	57,960	148,113
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	111,795	60,140			14,529	37,126
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	303,464	50,550			71,135	181,779
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	301,861	12,804			81,300	207,757
	小 計	717,120	123,494	0	0	166,964	426,662
保健衛生	予防接種事業	61,203	610			17,042	43,551
	母子保健事業費	12,698	1,870			3,046	7,782
	小 計	73,901	2,480	0	0	20,088	51,333
合 計		1,479,512	602,742	0	5,650	245,012	626,108

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。